

自由民主党 道州制推進本部及び基本法小委員会合同会議 議事録

出席議員（発言者）

佐田玄一郎道州制推進本部本部長、武部勤同本部顧問、今村雅弘同本部幹事長、石田真敏同本部副本部長・道州制基本法小委員会委員長、北川イッセイ同本部副本部長、末松信介同本部幹事、松浪健太同本部事務局長、坂本哲志同本部事務局次長 ほか

○司会（松浪事務局長）

道州制推進知事・指定都市市長連合の共同代表であります石井正弘岡山県知事にお越しをいただきました。

石井様、まことにありがとうございます。（拍手）

それではまず最初に、佐田本部長よりごあいさついただきます。

○佐田本部長

皆さん、大変お忙しいところをありがとうございます。また、遠方より石井知事さんにわざわざおいでいただきましたことを心から感謝申し上げる次第でございます。

そして、我々もいよいよ基本法提出に向けて急ピッチで作業を進めていきたいと、かように思っています。

平成20年の第3次中間報告（を踏まえた論点整理）につきましては、（道州制基本法）小委員会で石田先生、磯崎先生にいろいろご尽力賜りまして、大体調整が行われた次第であります。後は、これからいろいろヒアリングをしながら、ご意見を賜りながらやっていきたいと、かように思っております。

また、石井知事さんには、別に文句を言うわけじゃないんだけど、これ見たら地域主権というタイトルなんですけど、うちの中に、決してどうのこうのじゃないんだけど、地域主権ということに対して非常に抵抗がある人がいるもんですから、その辺ご配慮いただきたいなと、こういうふうに思っています。

ただ、内容は、以前に石井知事さんにお会いしましたが、我々の考えていることと石井知事さんたちがやられている道州制推進知事・指定都市市長連合の皆さん方とは同じでありますから、しっかりと道州制が進められるように協力して、固い協力のもとに頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。（拍手）

○司会 ありがとうございます。

続きまして、石田小委員長、一言お願いします。

○石田真敏道州制基本法小委員会委員長

皆さん、どうもご苦労さまでございます。また、本日は、石井知事さんには大変お忙しい中ありがとうございます。

今、ご紹介のありました地域主権にこだわる一人でございます。我々が考えております道州制につきましても、限りなく連邦に近い道州ということでございまして、地方にできるだけの権限をと、そういう思いは変わりはないわけでありませうけれども、地域主権については違うことを申される学者がおられるものですから、我々としてこだわっているわけでありませう。

また、皆さん方に大変お世話になりまして、過去3回にわたりまして、第3次中間報告についてのレビューを行わせていただきまして、一通り終わったわけございまして、もう一度全体についてのご議論をいただく機会を持たせていただき、その上で次へのステップ、基本法の骨子案がそういう方向へ進んでいけるように、これからもやってまいりたいと思っておりますので、皆様方のご協力よろしくお願いを申し上げて、ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○司会

ありがとうございました。本日は、石井知事からお話をいただいた後に、フリートーキングをさせていただくということになっております。

それでは石井知事、よろしくお願いをいたします。（拍手）

○石井知事

ただいまご紹介いただきました岡山県知事の石井正弘と申します。

自由民主党の皆様方におかれましては、日ごろより、様々な面におきまして、私ども岡山県のみならず地方自治振興のためにお力添えをいただいております。まずもって厚く御礼申し上げる次第でございます。

本日は、このように道州制推進本部並びに基本法小委員会合同会議の場におきまして、私の考え方をお聞きいただけるということで、このような機会を設けていただきまして本当に光栄に存する次第でございます。厚く御礼を申し上げながら、それでは早速でございますが、資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。お許しをいただきまして着席をさせていただきます。説明させていただきます。（拍手）

それでは、資料1と、それから資料2ということで用意をさせていただきましたが、資料1は、このたび私どもが4月20日付で発足いたしました道州制推進知事・指定都市市長連合、そして資料2は、私自身の思いを制度設計という形でお示しをしている私案でございます。先ほど来、地域主権型ということについていろいろご議論があるわけでございますが、中身につきましても皆様方と同じような基本的な考え方ではないかというふうにも思っているわけでございます。

それでは、資料の1でございますが、このたびのこの推進連合の経緯でございます。

4月20日に設立をいたしましたけれども、メンバーにつきましては一番最後の5ページに掲げさせていただいております。今、地方制度調査会で大都市制度につきまして議論が行われておりまして、私も地方制度調査会の委員でございますけれども、指定都市の代表として橋下大阪市長さんが大阪都構想のヒアリングに来てらっしゃいました。それから、川崎市長阿部市長さんは特別自治市構想についての説明においでになっておられまして、そういった経緯の中でお話を2人に申し上げ、そして被災地代表の村井宮城県知事さんがかねてより道州制の推進論者でございますので、4人が共同発起人となりまして声をかけまして、そして最終的にこのような形で賛同いただいて、この同じ志を持った知事、そして政令市の市長さんが推進連合ということで立ち上げた、ということでございます。

4月20日の設立総会後には、早速、政党への提案・要請ということで、佐田本部長さんのところにもお邪魔をさせていただきましてご説明を申し上げたという経緯でございます。

そして、私と、それから橋下市長さんが共同代表という形になっておりまして、事務局のほうは私も岡山県のほうで仰せつかっていると、こういう状況でございます。

それでは、この趣旨等について2ページ目をご覧くださいと思います。設立趣意書でございます。

冒頭の1行目からございますとおり、我が国の今現在置かれております様々な困難な課題に直面しております状況をここに触れておりまして、そしてこういった課題に国全体で適切に対応していくためにも、有効性を失ったこの中央集権体制を打破していこうと、そして国と地方双方の政府を再構築していくということで、地域主権型の「新しい国のかたち」を創造すると、こういう狙いであるわけでございます。

そして、現在、東日本大震災を契機といたしました首都機能の分散・バックアップの議論がございます。それから、大規模震災への対処あるいは復旧・復興をはじめとする都道府県の区域を越えた緊急性・総合性の高い課題、こういったことが様々あるわけございまして、そうした課題に適切に対応できる行政システムの構築が急務であるということ。

それから、「さらに」というところに謳っておりますが、大きな時代の流れで地方分権改革がございます。今、国の出先機関原則廃止について、政府のほうにおかれましてアクション・プランに基づいて法案をまとめていこうということでございますが、まだまだ中身が固まってないような状況かというふうに聞いております。こういった広域連合をつくって受け皿をつくりなさいというような法案の骨格であるようでございますが、こういった動きとか先ほど申し上げた大阪都構想、それから川崎市を始めとする政令市におかれましての特別自治市ということで県の権限を政令市にさらに移譲するという、こういう大都市制度の議論、いろいろこういった論議が展開されているという状況でございます。

こういった中で、我々都道府県の存在意義も今問われていると、このように考えているところでございます。

こういった中で、私ども道州制を導入するということを提案するわけでございますけれども、「道州制の導入により」というところのフレーズでございますとおり、指揮命令系統の一元化による迅速な意思決定、そのもとで広域的な行政課題への総合的な対応、そしてまた国のほうにおかれましては国家の存立にかかわる事務に専念をしていただくということでございます。そして、基礎自治体優先の原則ということで、都道府県の持っている事務は基礎自治体のほうに思い切ってこれを移譲していく。こういったことで、国の事務は道州に、そして都道府県の事務はこれは基礎自治体のほうにと、こういったことで分権改革を飛躍的に推進をしていきたいと、こういう願いでございます。

そして、こういったことになりますと、行政システム的大幅なスリム化・効率化になります。大構造改革ということになります。道州は戦略的な経済政策も展開できるというようなことで、地域発の経済成長並びに国際競争力の向上、こういったことが実現できると思います。

この大改革で大事なところは、その下から2つ目のパラにございまして、我々地方公共団体の首長はもとよりでございます、大変恐縮でございますが、国会議員の皆様におかれましても、さらには地方の議員におきましても、また公務員の身を削るようなこういう大きな痛みを伴う統治システムの大改革ということでございまして、こういう大改革、自ら身を削るんだと、こういう思いで、この「国のかたち」を抜本的に見直していくという気概と覚悟を持って実現をしていきたいということで連合をつくったという経緯でございます。

これが、設立の趣意書ということになっております。

そして、3ページにあります、活動方針を決めてございまして、最初の政府あるいは政党への提案・要請は、先ほど申し上げましたとおり、設立総会の日、民主党さん、そして自由民主党、公明党、みんなの党、4党に対しまして要請活動を行ったところでございます。

そして、2番目にございまして、制度設計ということこれから考えていきたいというふうに思っております、第2回の会合を7月にも開催をして、この具体的な制度設計、中身をまとめていきたいというふうに思っております、これを受けてまた政府・政党の皆さんに発信をしていきたいというふうに思っております。

また、他団体との連携ということ、3でございまして、経済団体の皆さん方からも一緒にやっというご提案をいただいております、経済団体連合会のほうにも、私、ヒアリングということでお邪魔をさせていただきとさせていただきます。

そういったことで、4ページ目に参りまして、4月20日付で佐田本部長さんに要請をさせていただきました、同じ文書でございます。要請書であります。

記のところをご覧くださいとおわかりのとおり、私どもは、推進法と1に書いてございますが、皆様方は基本法という形で今ご議論いただいております。非常にこれはありがたいことでございますけれども、私どもは推進するという立場から推進法ということで、

地方の意見を反映しつつ早期に成立をさせていただきたいと考えております。

そして、その2にございますとおり、中身としましては、国と道州と基礎自治体の役割分担、そして税財政制度のあり方、こういった基本的な制度設計ですね。それから、法案、法律案の立案を担う組織というものを内閣のほうに設置をしてもらいたい。そして、それには地方公共団体の代表を参画をさせていただきたいと。

そして、最後3番目に、こうした取組を通じて国民的な議論を喚起をしていただきたい。

このような趣旨でご要請をさせていただいた、こういう経緯でございます。

以上、資料1に基づきまして、推進連合についての話を概要申し上げます。

本日は、主としてこの資料2のほうの具体的な中身のお話もあろうかと思ひまして、私のほうも私案という形でございますが、提案をさせていただきたいと思ひます。

ただ、この私がお示しする地域主権型道州制と書いてございますが、この中身は、私も長い間地方制度調査会の委員を拝命をさせていただき、答申にかかわってまいりましたし、道州制ビジョン懇談会、当時の佐田大臣のもと、おつくりになっておられました懇談会のメンバーでもございます。道州制特別委員会の委員長として知事会でも議論してまとめてまいりましたが、こういったものを踏まえましてのここに私案ということでお示しをしております。

まず最初に、工程ということでございますが、今後のスケジュールですね。まずは、道州制推進法、これは基本法という形でもいいかとは思ひますけども、これを制定をしていただくということが最初だと思います。そして、2番目にございますが、検討機関で制度設計等を議論していただいて、これを答申をしていただく。その中身は、役割分担と、それから国の機構の再編、地方税財政制度、道州の組織、区域、非常にそれぞれ大きな議論をしていかなければならない課題でございますが、こういったものを答申をしていただいて、そして3番目で今度は道州制導入に向けての法律を整備をしていただき、そして最後4番目で道州制への移行ということでございますが、このスケジュール感といたしましては、ここにございますとおり、推進法を制定いたしまして6年ないし8年以内ぐらいに移行すると、このようなイメージかというふうに思っております。多くの政党の、推進ということで述べていらっしゃる政党の方々も大体6年あるいは8年ぐらいということにおおむね一致しているのではないだろうかと思っております。

それから、具体的な2の制度設計についての主な項目についてでございます。

先ほど来申し上げましたとおり、中央集権体制、もう有効性を失っているということで、これを大きく変えて、国は、外交、防衛、通商政策など国家の存立にかかわる事務に専念をしていただく。一方、内政は地方が担うと、こういうことでございます。

国と地方双方の政府の再構築、地域主権型・多極型の「新しい国のかたち」を創造すると、こういう狙いがございます。

そして、具体的には、2の最初の丸にございますとおり、国の事務は、そこにございませぬ国際社会における国家の存立あるいは国家戦略の策定、国家的基盤の維持・整備、全国

的に統一すべき基準の制定に関係するような事務、こういったことに限定をしていただきまして、道州は、現在そういう国の出先機関等で行っておる事務を含めまして、広域行政あるいは規格基準の設定、基礎自治体間の調整、こういったものを行っていく。

そして、2ページ目にまいりまして、基礎自治体、市町村でございますが、こちらのほうは、現在の都道府県の事務を含めまして、例えば福祉とかまちづくりといったような、こういう住民に身近な行政事務、これを総合的に担っていただくと、こういう考え方でございます。

したがいまして、2つ目の丸にございますとおり、地方へ大幅な大胆な移譲を行いますので、中央府省の解体再編を含むような大きな大改革となると、こういう考え方でございます。

それから、いわゆる自治立法権でございます。これにつきましては、国の法令を大綱的なものにとどめていただきまして、道州及び基礎自治体、地方側に大幅な「上書き権」、これを含む広範な自主立法権を付与していただくという考え方でございます。

それから、「協議の場」を設けて、関係者が重要事項を協議調整すると、こういう考え方でございます。

次に、3番目ですが、地方税財政制度でございます。特に、財政調整制度、非常にこれが大きな課題になるかと思えます。私ども地方からいたしますと、そこでございますとおり、偏在性が小さい、そして安定性を備えた新たな地方税体系を構築をしていただきたいということでございまして、今、我々法人税関係、都道府県にございますが、非常にこの偏在が大きいということもございまして、むしろ、消費税のような、消費税を地方税化していくというような、こういうことも当然有力な選択肢となろうかと、このように思っております。

それから、道州及び基礎自治体には、課税自主権、これを付与をしていただくということでございます。そうしましても、しかしながら財政調整はどうしても必要になってくるかと思えます。これは水平的な財政調整、すなわち国のほうからの交付税とか交付金とか、こういったような制度調整ではなくて、基本的に道州間の税収、それをお互いに水平的に財政調整をするということを基本にさせていただきまして、地方交付税、こういったものは原則廃止ということを考えております。

そして、そうはいてもいろいろ課題が残っておりまして、例えば国の資産、債務の取り扱いあるいは基礎自治体間におきましてはさらに大きな財政調整がどうしても必要となってまいりますから、こういったものはこれからさらに検討を深めていく必要があるかというふうに思っております。

そして4番目、道州の組織でございますが、これは全国一律の設置基準、こういったものは必要最小限にとどめていただきまして、道州の条例によって自主的な組織を形成するというものを、これを提案をするものでございます。道州には、一院制の議会、これを設けていただきまして、この議員と道州の首長は直接選挙で選出をする、これを基本とする

と。こうしておりますが、これはもちろん憲法改正を必要としないということになりますれば、こういった提案になろうかということでございます。もちろん、これには憲法改正を伴う議院内閣制ですね、こういったものを考えるべきではないかという議論があることは、もちろん私どももそれを否定するものではありませんが、憲法改正をしないでもできるという範囲でこのような提案をさせていただいているということでございます。

それから最後、道州の区域、これも非常に大きな議論になるかと思いますが、まず私たちが言いたいのは、経済的・財政的な自立、自立ということをまずある程度一定の規模ですね、これを前提とすべきではないかというふうに思っております。もちろんそうはいつでも、地理的な一体性、歴史・文化・風土の共通性あるいは生活、経済面での交流、こういったようなことで、北海道あるいは沖縄という、そういった過去の経緯からしましても、また別の取り扱いに当然なろうかという議論もあるわけございまして、こういったようなことで、大きな方向としては、私ども、自立、そして将来の発展可能性、こういったものも是非考えていくべきではないかというふうに思っているところでございます。

透明性・客観性の高い基準というものを設定をしていただきまして、一方、道州の議会とその所在地ですね、その州都の所在地、こういったものは地域住民の意思を反映して、道州が決定していくと。

こういう考え方としているわけございまして、以上、私自身の考え方ということで、あえて皆様方の議論の土台となれば、たたき台になればということでお示しをさせていただきました。是非、皆様方のご意見、ご提言、承りたいと思っております。よろしく願います。(拍手)

○司会

石井知事、ありがとうございました。それでは、早速に意見交換に移りたいと思います。先生方、ご意見のほう、よろしくお願いをいたします。

○議員 A

ありがとうございます。大変参考になったと思います。

ちょっとお伺いしたいんですけども、知事は連邦制ですね、自主立法とかというような形が随分出てますけど、連邦制についてどう考えておられるのか。それを1つ聞かせていただきたいと思います。

それから、税制の配分の話なんですけど、安定税源を地方にと、ということですね。これは安定税源を地方に持っていくということは、不安定税源が国に残ると、ということになるわけですね。国は、やっぱり国の根幹にかかわる大変重要な問題ですね、こういうものをやはりその後やっていかないかんわけですよね。それで、果たして不安定税源でそれがやっていけるのかどうか、そこらのところをどう考えておられるか。むしろ、地方については自主財源、自主税源で、そういうものを開発していく余地があるわけです。産業

を興していくとかね。ですから、むしろこれは逆じゃないかなというような思いもするわけですけど、そこらの点のご見解を聞きたいと思います。

○司会 続けてお願いします。

○議員 B

何点かお伺いしたいのでありますが、この道州制を議論する中で、我々数年前も、五、六年前ですかね、ずっと積極的にやってきて、また今議論が活発になってきつつあるところでもありますけれども、そのときに、やはり3・11以降ということがかなり大きな議題になってまいりました。国の役割分担の中で、一般的に外交とか防衛とか通商政策とか、こういうふうな話で今までまいりましたけれども、あのような大震災を目の当たりにする、そのときに国の備え、防災は一体どうあるべきなんだろう。そういった観点から議論し始めると、何でもかんでもが地方分権というわけにもいかない分野がたくさん出てきたなというふうに思っていますが、そういったことに対する議論がこの推進連合の中でどのような形で出てきたのかということをお教えいただきたいのが1点であります。

それからもう一点は、水平的な財政調整というふうなことで、将来的には道州に関わる地方交付税は原則廃止ということでもあります。地方共有税とかというような理念も当然あってのお話だろうと思うのでありますけれども、はてさてその水平的な財政調整を誰がするんだろうかと。当然、それぞれ地方によって、地方自治体によってさまざまな意見が交錯してくる。そういう状況の中で、今は国が地方交付税ということではいろんな基準を設けて、その基準が現状に合うのかどうかは別にしても、国のほうで基本的な方向性を固める。それが地方同士で水平的に議論して、果たしてまとまるのであるのだろうか、どうだろうかということをお聞きしたいと思っております。

あれやこれや聞きたいのですが、とりあえずそのあたりをお願いします。

○司会 では、よろしくお願ひいたします。

○石井知事

それでは、私のほうから、ご質問という形でいただきましたので考え方を申し述べさせていただきますと思いますが、まず連邦制についての考え方でございます。

連邦制、私も、ドイツとかアメリカとかいろいろ勉強してまいりまして、そのことは究極の地方分権の社会という意味において目指すべき方向性だということでは私も同感でございますが、ただ。

○議員 A

私、連邦制は反対です。

○石井知事

そうですか。私は、究極的には行くべきだと思いますが、ということなんです。ただ、私は、そこまで現時点では賛成しておりませんで、やはり日本人の今までの過去の歴史的な経緯とか、ふるさとへの思いとか、いろんなことがあると思いますけども、そういった中で憲法改正をして連邦制ということになりますと、大変大きな大改革になりまして、そこまで一気に持っていくのはどうだろうかという感じがありますので、私は、まずは道州制、しかも地方のほうに思い切った権限、財源を与えるという意味におけるそういう形の道州制というものを実現を目指すべきだと思います。

それから、財源についてのご質問でございますが、例えば地方税、こういったもの、地方税に消費税なんかを、安定性のあるものを持って行って、あるいは法人税といったような景気の波に影響を受けやすいものは国のほうにと、こういう考え方でございますが、これは地方のほうで現在地方財政が大変厳しいのは、今のような景気の動向の中で法人税収は非常に波がございまして、非常に今でも地方財政は影響を受けやすい、そして勝手に借金等はできないという形になっておりますから、国とは基本的な財政の構造が違うわけでございまして、そういった面で、私は、やはり地方のほうには、地方のための行政を安定的に行っていくという、そういう意味での安定的な財源を是非お願いし、国のほうでは、大きく経済政策等で影響を受けるかもわかりませんが、そういったものも、そういうものは国のほうで税収として対応していただくと、こういう形を是非お願いをしたいものだというふうに思っております。

それから次に、3・11大震災後の防災の備えということでございます。

これにつきましては、確かに今、あの復旧・復興の経緯の中で国の出先機関が果たした役割とか、あるいは国自身が果たした大きな役割、これをももちろん否定するものではございませんけれども、しかし一方で、先ほど申し上げた発起人に入ってくださいました村井宮城県知事さんは、この震災の復旧・復興、これを踏まえる中で、大きな大震災がこれからもいつどこで発生するかわからない、その場合にやはり思い切って道州制を先に施行しておいて、そして内政の主なものは、基本的なものは地方にゆだねると、地方にゆだねてもらおうと、こういうものを村井さん自身が震災の体験を踏まえて提案をしておられます。

もちろん、いざというときの国家的な安全・安心のための国家としての機能というものが防災面でも備えが必要だということを否定するものではございません。国家の役割はそこにあるわけでございますけども、まずは通常の内政的なものは日ごろから地方に任せられておいてもらえれば、むしろ今回の大震災を踏まえてももっと迅速に復旧・復興ができたのではないだろうか。このような考え方が村井さんから示されているということをご紹介をさせていただきたいと思っております。

それから、水平的な財政調整でございますが、私どもも、そういったご懸念があること

は重々承知しております。私どものイメージは、地方がお互いに協議調整していこうということでありまして、国のほうの例えば総務省自治財政局、こういったところからの配分ということではなくて、我々地方側がつくった第三者的な委員会組織、こういったものをつくって、そこをもとに案をまとめて、お互いに協議調整をしながら、水平的な調整するというので、十分可能ではないかと、このように思って提案をさせていただいております。

○司会

それでは、その他、先生方、よろしくお願いいたします。

○議員C

私も、ダブるところがあるかもしれませんが、何点か。

先ほどから主権という言葉が、地域主権という言葉があります。地域主権という言葉ここに入れられた理由ですね。あるいは、地域主権でない道州制というものを当然考えられて、そうならないようにということこの地域主権ということを入れられたと思うんですが、どういうイメージで入れていらっしゃるのか。これはみんなの党の江口先生あたりもこういう言い方されておりますけども、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、国、道州、基礎自治体を通じた役割分担というのは、これはそれぞれ役割分担をきれいに決められることができると思うんですが、今後、私たちもこれから話し合うことにしていますけども、国の関与の問題ですね、関与のあり方、どこまであればどういう形で関与が許されるのか、あるいは関与を排除するのか。この辺が一番難しいと思うんですね。これは、今からまた小委員会ですることになるわけですけども、この関与についてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

それからまた、税の問題になりますけども、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系というのがなかなかイメージとしてわいてこないんですけども、仮に消費税にしましても、1,000万人以上いて消費経済の東京と100万人以下の県、あるいは道州になればまた違いますけども、これはかなり偏在性が出てくるのではないかと。それを安定的な地方財源として、さらに道州間で水平的に協議する。関東地方のほうからこれだけ出してくださいというふうなことが果たしてできるのかどうか、先ほどと同じ質問になりますけども、それが1つです。

それからもう一つは、道州の区域ですけども、財政的自立が可能な規模を有していることを前提として、財政規模が最優先なのか、それから歴史・文化・風土が最優先なのか、例えば四国あたりを考えた場合に、財政自立が将来的にしっかりできるのかどうか。財政的なものを優先するならば、それはまた別の区分けの仕方になるでしょうし、文化・風土・地形というふうなことを考えれば、またそれはそれで区割りの影響を考えなければいけないですし、この辺が非常に難しい、どれを優先させて区割りをするかというのは難しい

問題になってくると思いますけども、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○司会 ちょっと多岐にわたりましたので、これは一気にお一人で。

○石井知事

それでは、お答えいたしたいと思います。

まず最初に、地域主権という名称でございますが、実は今ご紹介いただきましたみんなの党の江口さんが、当時、道州制ビジョン懇談会の座長でございますが、当時、佐田大臣のもとでも活動したわけでございますが、最終的にこれは自公政権時代に発足して、議論して、これが政権交代のときにそこで終わってしまったんですね。そして、報告を中間報告というような形に取りまとめを行いましたら、そのときのまとめた名称が地域主権型道州制ということでございましたので、その考え方をここで使わせていただいたということでもあります。

もちろん、今の政権は地域主権を一丁目一番地とおっしゃっているわけでございますが、これが我々地方側から見ると全く期待しておったものではない、本当に一丁目一番地なのか、もう今は番外地へ行ってしまったのではないかというようなことを私は申し上げておりますけども、こういったようなこともございまして、経緯の中で江口座長の間接まとめ、これを参考にさせていただいたというような形でございます。

それから、役割分担で国の関与はというお話でございますが、これは今のような現在の国と地方との関係ということ、これを根本的に考え方を変えていただきまして、基本的にはもう地方にゆだねると、自治立法権とか自主課税権とか、いろんなものも含めて国のほうの関与というものは本当に必要最小限度に限定的にやっていただく。地方に基本的には委ねると、内政は地方に委ねると、こういう考え方を貫いていただきたいと思います。

それから、3番目の消費税、これは今の税の大きな基幹税の中では、やはり法人税があり、所得税があり、消費税と考えると、やはり消費税が一番偏在性が小さくて安定性があるというふうに思います。もちろん、それでも東京とか大都市のほうは消費税の税収が多いのは当然それはよくわかりますけれども、今の基幹税の中ではやはり消費税というものが一番それにふさわしいものかと思っておりまして、これを地方に移譲していただくというふうなことを抜本的な考え方として是非これを実現をしてほしいと、こういうことで提案をしております。

それから4番目に、区割りの話でございます。もちろん、いろいろ要素があると思います。ただ、財政的な規模、一定の先ほど申し上げました財政調整の話が出てまいりますけども、やはりその地域において基本的には上がった税収において財政運営が行われるというのが基本であろうと思います。どうしても足りないところを水平調整ということを考えておりますから、やはり一定規模の大きな区割り、そういう面においては、自由民主党さんの今現在お考えの10州程度というようなことが、今資料の中で拝見させていただきま

したけども、これぐらいの大きな規模でお考えいただくというもの、これが一つの考え方かなというふうに思っております、もちろんそれ以外にも歴史的な、文化的なさまざまな沿革経緯、いろんなことも総合的に勘案をしてということとはよくわかります。

私個人の考え方でございますが、日本列島を、言葉は悪いですが輪切りみたいな形になるような、すなわち太平洋と日本海、お互いに両方接するような大きな区域割り、こういったものをイメージするぐらいの大胆なものでないと、この自立性・自主性という、将来の発展可能性というところにはそういった形がふさわしいのかなと、このように個人的には思っております。

○司会

ありがとうございます。お願いいたします。

○議員D

僕は、道州制大賛成なんです。2003年の自民党のマニフェストに北海道の道州制先行実施という公約を掲げたぐらいですが、しかし今、我が国の問題というのは、一言で言うところ日本国らしい日本国とか、日本人らしい日本人というものの復活ということはどう考えるかということが非常に大きな課題ではないのかなと、私はこう思うんですね。

今、行政システム、行政制度ですね、これをどうするかということになれば、確かに中央集権的な弊害がたくさん出てきていると、こういうことでありますけれども、面積的に日本列島ってそんなに大きいのかなと。アメリカのカリフォルニア州と比べたら向こうのほうが大きいんでしょ、確か。米国の1州よりも日本国は小さいです、日本列島は。しかし、南北に非常に長いということはそのとおりですし、そこで行政機構とかシステムとかということの以前に、国の成り立ちですね、我が国の文化というものをどのようにして根づかせていくかという、そういうことがないと、余り機械的にこういう道州制を導入するというときに弊害がたくさん出てくると。

一番心配しているのは、私のような北海道の稚内とか網走とか利尻、礼文のようなそういう離島を持っているところなんかは、これは本当に思い切った財政調整機能を待たなければやれません。過疎だとか離島振興をどう考えるのかと。

それは、北海道に任せればいいということになるのか。とりわけ、防災とか環境保全とか、エネルギーの問題にしても、例えば東北州は原発はもう一切つくりません、隣はつくるといようなことが地域主権という名のもとに認められるということになったときに、やっぱり食料とか環境とかエネルギーは国の基本政策、とりわけ、日本の森林面積は世界一なんですね、人口比で言うと。実際には、フィンランドの次なんです。なぜかという、これは教えてもらった話ですが、神社から上は奥山とって、奥山に人が入っちゃならないという、そういう文化があったということなんですね。神社を境にした里山とか里海とかとって、ここは人と他の生き物が一緒に共生すると。そういうものがなかったら、森

林面積は、どんどんそこに人が住むようになって、そして森林が破壊されて環境が悪化していたという問題があるじゃないかと思うんです。

僕は道州制賛成なんです。賛成なんです。個々幾つかの例を挙げて申し上げたんですけども、実際にこれを道州制を制度化して、これは憲法改正も伴う話ですから、そのときに日本の国の「新しい国のかたち」って書いてますね。僕は、「新しい国のかたち」というのが日本国らしい日本国、日本人らしい日本人の復活ということであるならば、やっぱりそこからちょっと議論していく必要があるんじゃないのかなと思うんですが、この調査会、委員会においても、そのことを忘れてほしくないと思うんです。それは、石井知事さんがおやりになろうとしていることはよくわかるし、わかるけれども、効率、どういう効果があるかということを追いかけるだけじゃなくて、どういう問題があるかということ一度きちっと整理してもらって、同時にやっぱり効果を期待することも、問題点を把握することも、やっぱりもっと一つ次元の高い目標、国家目標、そういうことを現状の問題解決じゃなくて、問題解決じゃなくて理想追求、理想追求ということになったときに、どういうことをしっかり把握して、対応していったらいいかということをやっと心配しているんです。そのことについてちょっとご見解をお聞かせいただければ、私の頭の中の整理も少し進むかなと思いますんでお願いしたいと思います。

○議員E

ちょっと僕もいいですか、一言。若干関連しますけど。

○司会 はい、どうぞ。

○議員E

今、おっしゃったことと少しダブるかもしれません。

端的に聞きますけども、東京なり関東はどういうふうにされるつもりですか。というのは、今、日本の経済から何から見ても、数字であらわれる以上に巨大な存在なんです。これをどういうふうにやっていくかということになってくると、当然、今の調整も含めて、これなしにはできないと思うんです。だけど、東京にいる人たちは、今、都知事もそうですけども、とてもそんな、おまえら勝手にやれという話になってしまって、あとはこの道州制も本当に国がかなりリーダーシップとしてそういうところの財源の分割なり何なりをやっていかないと、結局は何か貧乏人の集まりみたいな道州になってしまうような気がするんですよ。

これは、もう一つ、今、行政の話をやっていますけども、経済の面でもそうだと思いますよ。いろんな一部上場会社を含めて、ほとんど東京でしょう。そういったものを今後どうするのか、どういうふうに持っていくかということまで考えないと、私はなかなか厳しいんじゃないかなという、これずっといろいろ議論している中で、やっぱり財政調整なり

何なり、そういったものをどうするのか、そして例えば地方も子どもを産んで育てて、じいちゃん、ばあちゃんの面倒見る、かなり出し前のほうが実は多いんですよ。そういったものは、これは国の役割としてきちっとやってくれるということが本当に担保できるのかということで、いろいろ申しましたが、特に最初言った関東ですね、どうするのかということ。

○司会

すいません、よろしくお願いします。

○石井知事

先生のご見解、まことに私も同感でございます。

具体的に、今、議論になりますのは町村を初めとする市町村の皆さんが非常にご心配いただいております、市長会はまだいろいろ議論ありますが、町村会は今まではっきりと道州制につきましては慎重な見解を述べておられるようでございます。

したがいまして、そういったことも踏まえまして、私は今の都道府県の権限を基礎自治体のほうに基本的になるべく移譲していくということ、分権型社会の中心は基礎自治体であるということを謳っております。

そういった中で、一番懸念されておりますのは、強制合併につながるのではないだろうかということだろうと思います。これは、決して強制的に合併をとという形では私は理解は進んでいかないと思うんですね。ただ一方で、これだけの権限をたくさん移譲するとなりますと、それにふさわしい受け皿として、ある程度一定の規模というものは望ましいことは言えるんですけども、ただ自主的な合併の取り組みというものを尊重する限り、そういうことが残った場合は、やはりこれもお互いに隣の市町村が補完をするという水平的な補完ということを経験して、どうしても水平的補完がうまくいかないときには垂直的な補完も加えざるを得ないと思いますが、そういったことで財政調整も含めながら考えていくということだろうと思います。

ただ、先ほど申し上げたとおり、基礎自治体の財政調整という一番困難な問題は、どうしてもこれは残ります。先ほどの具体的な例をお示しいただきました。本当にその点はよくわかりまして、そういった点はちょっとこれから慎重にいい制度設計を皆さんと知恵を出して、いずれにしろこれは大きな問題として残るといふふうに私は認識をいたしております。

それから、東京、関東でございますが、関東州ということになれば三千何百万人というとんでもない大きな州になってしまって、大きな差が出てまいります。私どもも道州制を議論する中でいろんな意見を今まで聞いてまいりました。関東を北関東と南関東に分ける案とか、あるいは東京都だけは別に分離独立する案だとか、いろいろ案が提案されているということは承知しているわけでございますが、いずれにいたしましても、この問題は

きな問題として残るということで、私どももまだ議論を詰め切っておりません。おりませんけれど、ただ流れとしては、そういう東京に集中しているものを、地方をもっと活力を、そして地方をもっと元気にして、まさに多極型の地域主権型、多極型の道州制ということ強調しましたのは、今の姿からもっともっと地方を元気にしていくような、地方が独自の政策で互いに競争しながら国際的にも羽ばたいていけるような、そういう地方のイメージを考えているということでございまして、その間においての東京、関東の問題は一つ大きな課題として、これまた皆さんとともに知恵を絞っていかなきゃいけない課題だろうというふうに思っております。

○議員 F

ちょっと一言いいですか。

○司会

はい。

○議員 F

実は、私も、基本法をつくるに際して、石井知事さん来られたら是非お聞きしたいと思っていましたけれども、共通認識として、今、北海道の方でもいろいろ権限だとか財源の移譲というのは、道州制の法律（道州制特区法）があるからやれるんです。

一番の問題は、何ととっても開発局をどうするかということなんです。現実問題として。要するに、開発局は地方支分部局をそのまま移行できる、移管できるのかどうか。これは非常に問題になっていまして、我々はこの後にまた国の役割というものを議論するんですけれども、その中で国防だとか外交の問題以外に、国民の生命、財産にかかわることは国がやりましょうという考え方、今やっているんですけれども、その中で先行的に民主党の総裁が、関西広域連合、まだ全然ほとんど予算もないようなその組織、また、まだ何もない九州に対して地方支分部局を移管するような発言をしているんですけれども、私は非常に危険じゃないかと思っています。

それで、この間のいろんな3・11の災害のときも、やっぱり統一的にそういう社会資本をしっかりとしていかなくちゃいけないというものもありますし、是非その辺の地方支分部局の移管がまず先行みたいな形で動いているということに対して、私はいかがなものかなと思うんですけれども、知事さん、いかがお考えでしょうか、これ。

○議員 D それちょっと関連してということで。

○司会 じゃ、関連でお願いします。

○議員D

それが問題、小泉政権時代に、開発局も何もかも、全部国の出先機関は道庁と一つにしたらいと小泉さんはそう言った。それやれと。僕も高橋北海道知事も、それにためらったのが失敗。なぜためらったかという、土建屋さんが、道庁からも仕事をもらう、開発からももらう、それが一つになっちゃうということなんだけど、技術的には開発局の役人のほうがしっかりしたものを持っていますよ。だけど、数が多いんだ、数。知事の立場からすると、そんなにたくさんの公務員は受けられないと。こういうことで、これは国が、防災だとか環境保全だとか、やらなきゃならんこともあるけども、それは重複してやれると思うけども、僕は地方支分部局も、特に北海道の場合は、開発も道庁も一つにあのときしておけば今道州制のモデルができたろうなと、悔やまれてならないということを強調しておきます。

○司会　じゃ、お願いします。

○石井知事

地方においては、社会資本の整備が遅れているところを中心に、この問題をご心配いただいておりますが、特に最近、安全・安心の観点から、防災面は国のほうの出先に是非やってほしいという、市町村サイドの強いご意向があるということも承知しております。

今現在、この点に関しては、出先機関の原則廃止ということで、今の政権のほうでアクション・プランということで議論されております。受け皿づくりとして、広域連合をつくって、それでそこに移譲するということなのですが、対象としておりますのは、今の議論の地方整備局と、それから経済産業局ですね、それから地方環境事務所という3つの出先機関を念頭にして、そのうちどれを移譲を受けるかということ議論するようにと、地方でそれを受け皿をつくったら検討すると、このような法案になっているようでございます。

そういう面におきまして、社会資本の整備も入ってはいるんですけども、ちなみに私も中国地方、私は中国地方知事会の会長ですから、今度6月1日に議論するんですが、3つのうち四国は経済産業局だけにしたようでございます。それは、社会資本の整備が遅れているということで、ご心配の市町村の強いご意向もあって、意見がそういうことになったというようなことでございまして、私どものほうもやはり今事前の調整をしておりますが、日本海側のほうの県では、やはりそういうご意向が強いやに聞いておりまして、そういった空気の中で出先機関の議論しますが、ただ広域連合、今道州制の議論しているんですけど、広域連合は非常に中途半端な制度でございまして、関係者、例えば中国地方5県の意見が、利害が一致しなかった場合は迅速な意思決定ができません。それから、今の県の上に広域連合ができますし議会もできますから、行革には相反するようなことになりまますよね。それから、財源がちゃんと来るのかどうかという保証が見えてきてないというようなことで、そういった面では、分権改革のために前向きに議論はしたいものの、私たち

が思っているような分権改革の観点からは、まだこれは完成したものではないというふうに思っております。

こういった中で、市町村の皆さんとも十分調整をし、ご意向をしっかりと承りながら、やっぱりこの議論というものはやっていかなきゃいけないと思いますが、ただ私は道州制について今日議論してるんですが、その場合はやはり社会資本の整備も含めて基本的には道州へ移譲してもらおう。これはお金も、それから優秀な人材も、仕事とお金とが一緒になってきますけども、それは道州が受けとめると。今、北海道の場合ですと北海道庁が、開発局の人たちをお金と一緒に人材も受けとめるような、そういう思い切ったものを考えていかないと、この道州制の議論というものは前に進んでいかなんじやないかと思えます。

もちろん、その中で国がどうしても責任を果たしていかなきゃいけない部分は残ると思います。国土の根幹的なところはね。そのところのさび分け、仕分けを慎重に考えていかなきゃいけないんじゃないでしょうか。

○司会

ありがとうございました。じゃ、もう時間ちょっと短いので手短にお願いします。

○議員 G

基本的なことですけども、これは全国知事会あるいは指定都市市長会が道州制に向けて機関決定したわけではないですよ。有志ということですね。

○石井知事

はい。

○議員 G

それと、指定都市はわかるんですよ。道州制になろうと現在の都道府県だろうと、自分たちは特別市になればそれでいいということで、いわゆる基礎的自治体をもっと強化してほしいということですね。ただ、基礎的自治体をもう少し大きくする場合に、今の町村合併でも非常に難しいいろんな問題があるんですが、なかなか30万とか40万のいくくりの基礎自治体をつくろうとすると、これは大変な作業になるんじゃないかと。この点についてお伺いしたいと思えます。

○司会

すいません、一つだけでお願いします。

○議員 H

知事のお隣の兵庫県の知事は道州制に反対なんですけど、この前の行政監視委員会に参

考人で来られまして、戦後、ドイツは連邦制、徹底的な地方分権型で上がっていったと。戦後、日本は中央集権型で発展したと。だから、道州制まで持っていかなくても地方分権で十分足りると。地方分権究極イコール道州制にあらずという考え方なんですけども、そのことについて知事にお聞きしたいということが1点。

それと、兵庫県の知事さんは、メリットのほうがわからないと言われるんですよ。県民に説明できない。ただ、デメリットだけはしっかりおっしゃるんですよ。デメリットについて。今まで提供してきた県民へのサービスが道州制になってできるかどうかということがはっきり言えないということ。それと、今話があったように、東京一極集中を排除できるとは限らないということと、それと伝統文化が損なわれていくという、大ざっぱな行政になってしまうという、そういう話になるんで、その道州制導入後の姿を県民に説明できないということがあるんですけども、岡山県議会、岡山県民への対応と進めていかれる上での解決策というのを、できればちょっと教えていただけたらなと思います。

○司会

ありがとうございました。よろしくお願いします。

○石井知事

それでは簡潔に。

有志ということでスタートしましたが、知事会の中では明確に反対とか明確に慎重な検討をおっしゃっている方はそんなに多くないと思います。今、具体的に名前をおっしゃってましたけども、そんなに多くないと思ってまして、私どもが調査をしたところでは15人ぐらいの方は明確に賛成、それから制度設計がちゃんとできれば賛成だという方を含めるとかなりの方は道州制については前向きだと思いますが、まだその時期に来てないと、制度設計の姿が見えないからということで慎重なご対応の方が多いように思います。

なお、政令市の方はほとんどの方がこういったことで参加されました。それはご指摘のとおり、特別自治市というようなことで、都道府県の権限をそのまま受けとめるということですから、まさに道州制の考え方と一致しておりますから、ご賛同しやすいんだというふうに思っております。

合併は、先ほど申し上げたんですが、強制合併というような形にならないようにすることが一番肝要だと思いますが、ただ一方で、都道府県の権限をばっと受けとめるわけですから、ある程度の規模が望ましいなということは言えようかと思いますが、この点がまた市町村の皆さんのご理解いただくためにも必要なことではないかというふうに思っております。

それから、兵庫県知事のことを引用されましてのお話でございますが、確かに地方分権ということを進めていくということ、これが究極な内容ですが、ただ私も今まで十数年来この問題ずっとやってまいりましたけども、なかなか思い切った、望ましい地方分権改革

は進んでないと思います。

したがって、ここではとにかく明治維新、戦後の改革に続くような大構造改革、これを行っていくという、こういうスタンスの中で究極の地方分権改革ということでこのような大改革を進めていかないと、日本はこのままでいくと世界の中で取り残されてしまうんじゃないかという、そういう非常に心配を持っている有志が、今回このような連合体をつくったということでご理解いただけますというふうに思っております。

それで、メリット・デメリット論ですが、デメリットということについては、やはり（行政と住民が）遠くなるとか、州都以外は市町村合併の経緯からしてみても非常に心配だと。いろんなデメリット論が出てくるわけですが、しかし市町村に思い切った権限移譲しますから、市町村が独自の発展をしていただくような、そういうイメージでございますので、むしろデメリットではなくて住民自治ももっと進んでいくと思いますし、市町村も独自の発展を遂げていくと、こういうふうな道州制を私たちはイメージをしているわけでございます。

その辺で岡山県はどうかという話ですが、実は全国でも珍しいと思いますが、総合計画の中に私ども道州制構想を推進していくということ、5カ年計画でございますが、位置づけておまして、岡山県はその辺では非常に先進的な取り組みをしております。議会の議決も頂戴をしたということでございます。もちろんその中でもいろいろ慎重な、あるいは心配だというご議論もございましたけども、全体としてはこの構想を推進していこうではないかということで、議会の議決を得て総合計画は策定されていると、こういう状況でございます。

○司会

ありがとうございます。そのほかご質問は。

○議員H

先ほど国の関与についてというご質問されたとき、地方に委ねるというお話がありました。ただ、全国的な調整が必要なものというものはあると思うんですけども、どういうものだったら認められるというふうにお考えかということなんですけども。

もしわかりにくかったら、この一番後ろに自民党が仕分けしたものがありまして、「道州制に関する第3次中間報告」別紙2）こういうものだったらいいけど、これはいかななものかとか、お考えを、今日は全部きちっとお答えいただく必要はないんですけども、どうでしょうか。

○石井知事

よく議論になるのは、一番下から3つ目の社会保障のところだと思うんですね。それで、私ども考えますに、国が統一的にやるべきだということでは年金なんかは、これは

国のほうではないかと。しかし、医療とか介護あたりは、国のほうが大きな統一的な基準をお示しいただいて、あとは地方に任せていただく。生活保護のような現金給付をするようなものは国のほうが全国統一的にやっていただくと、こういう考え方でございますが、例えばこの医療保険、介護とかやる場合にも、やっぱり一つの統一的な基準にのっとってやるべきだと。日本国の中で、地方によって余りばらついちやいかんというものも当然あると思いますから、運用は道州のほうにさせていただいておりますから、それは結構だと思うんですが、社会保障ですね、しかし基本的な拠るべき基準というものを示していただいて、場合によっては必要最小限度の国の関与というものは、これは残るかなということは我々も想定しております。

○司会

ありがとうございました。それでは、時間のほうも過ぎておりますので、今日はこれで閉会をさせていただこうと思います。石井知事、本当に本日はまことにありがとうございました。（拍手）

○石井知事

皆さん、ありがとうございました。（拍手）